

官報

会社法

法定公告について

—公告掲載例—

(平成 28 年度適用版)

コンプライアンス —法令遵守—

- 1 経営の透明性
- 2 企業評価の向上
- 3 利害関係者への説明責任

官報

官報は、明治16年7月2日に創刊されました。

現在では、行政機関の休日を除き、毎日発行されています。



目次

会社の行う法定公告	1
1 法定公告のご説明と記載例	2
合併異議申述及び通知公告／会社分割異議申述及び通知公告	4～10
／組織変更公告／効力発生日変更公告／解散公告	
／資本金及び準備金減少公告	
株主等通知公告	11
2 広告の記載例	16
3 決算公告は国が発行する官報へ	17
4 決算公告の官報掲載例	21
公告のお申込みから掲載までの流れ	25
官報のご紹介	26
インターネットで官報閲覧	28

会社の行う法定公告

会社の行う法定公告は、合併公告・資本金の額の減少公告・準備金の額の減少公告・解散公告などのように、法令で**官報**掲載と定められているものと、決算公告・株券提出公告・基準日設定公告などのように、**官報**、**日刊新聞紙**（時事に関する事項を掲載するもの）**又は電子公告**のいずれかに掲載するものがあります。そのいずれに掲載するかは、会社の定款によって定めることになっています。

定 款

第1章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、〇〇株式会社と称し、英文では〇〇〇〇〇〇、
〇〇〇と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 各種繊維工業品の製造及び加工
2. 各種化学工業品の製造及び加工
3. 各種工業製品、医薬品、医薬部外品、農薬品、洗剤、化粧品、
化粧品用具及び医療用具の製造及び加工
4. 各種食品の製造及び包装、成型加工
5. 前記各号に関連する事業及びその輸出入

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告の方法）

第 5 条 当社の公告方法は、官報により行う。

第2章 株 式

法定公告は、法令によって掲載することが義務付けられているものですから、その内容は真実を正確に表現したものでなければならぬことはいうまでもありません。万一、虚偽又は不正な公告をした場合には、公告としての効力が失われる場合があるばかりでなく、民事上、刑事上の責任を問われることもありますから、公告原稿を作成される際には、留意してください。

官報は、民法や会社法等に基づく法定公告を掲載するため弾力的な紙面づくりを行っています。

会社法定公告等の掲載記事は、国立印刷局ホームページ（<http://www.npb.go.jp/>）の「インターネット版官報」で閲覧することができます。

1. 法定公告には、次の 2 種類があります。

- (1) 必ず「官報」によらなければならない債権者に向けた異議申述等公告
- (2) 定款上の公告方法によらなければならない株主等に向けた通知公告及び決算公告
(注) 定款で定めていない場合の公告方法は「官報」とされます（会社法第 939 条第 4 項）。

2. 債権者異議申述公告には、最終貸借対照表の開示状況を記載する必要があります。

【最終貸借対照表の開示状況の記載】

- (※ 1) 官報で公告しているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
- (※ 2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告しているときは、当該新聞の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- (※ 3) 電子公告により公告しているときは、公告が掲載されているホームページ等のアドレス
- (※ 4) 会社法の規定に基づきホームページ等による開示をしているときは、当該ホームページ等のアドレス
- (※ 5) 金融商品取引法第 24 条第 1 項により有価証券報告書を提出しているときは、その旨
- (※ 6) 特例有限会社の場合は、決算公告が不要である旨
- (※ 7) 最終事業年度がない（未到来又は決算が確定していない）ときは、その旨
- (※ 8) 清算株式会社である場合は、その旨
- (※ 9) 上記以外の場合は最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

【注】持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）では最終貸借対照表の開示状況の記載は不要です。
上記（※ 1）から（※ 9）の実際の公告例は、4 頁以下の公告記載例①から⑦までをご参照ください。

料金は 1 行につき **3,524 円（税込）** です。掲載方法等について不明な点がありましたら、最寄りの公・広告取次所にご相談ください（裏表紙参照）。

会社の実情によりこれらの掲載例が必ずしも適当でない場合がありますので、お客様ご自身で法律の専門家にご確認のうえ原稿作成をしていただきますようお願いいたします。

3. 公告は、ますます重要な情報開示手段となりました。

下記の情報開示事項部分は会社が任意に記載する部分です。

法定必須 記載事項		情報開示 事項の例	法定必須 記載事項
当事者事項 貸借対照表事項			
平成〇〇年〇〇月〇〇日 東京都〇〇区〇〇〇町〇〇番地 代表取締役 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇番地 代表取締役 〇〇〇株式会社		この合併に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 (甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 掲載頁 〇〇頁(号外第〇〇号) (乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 掲載頁 〇〇頁(号外第〇〇号)	合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。 この合併の概要は次のとおりです。 一、合併効力発生日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 二、合併承認決議 平成〇〇年〇〇月〇〇日開催 予定の株主総会決議による。 三、合併比率 共通の完全親会社を有する完全子 会社同士の合併につき定めておりません。 四、増加資本金の額 増加しません。 五、その他 効力発生日をもって商号を〇〇〇株式 会社と変更し、甲の本店を乙の本店所在場所 に移転いたします。

4. 記載例の見方

- 上記 3 のとおり、情報開示事項を自由に記載できる形式に作成してあります（記載例①から③までの緑色部分がその例です）。
- 株主総会等の決議機関や決議時期、総会決議不要の簡易組織再編や略式組織再編であることなども、情報開示事項の 1 つになります。
- 公告文例のうち「…公告します」とある場合には、債権者以外の株主や新株予約権者、登録株式質権者等に向けた通知の代用としての公告（本書では「株主等通知公告」）を兼ねていることを明確にする趣旨です。
- 株主等通知公告は、官報が定款に定める公告方法でない場合には官報で公告をしても有効な公告となりません。また、株主総会決議が不要となる簡易組織再編や略式組織再編では、公告をもって通知に代用できない場合もありますが（会社法第 797 条第 4 項第 2 号、第 806 条第 4 項ほか）、それに限定した表現ではありませんので、そのままご利用できます。
- 株券等提出公告は（株券等を発行していない場合を除く）登記申請にも必要な添付書類とされましたので、ご注意ください。
- 各公告文例には会社法の関連条文を記載しておりますので、ご参照ください。
- 上記 3 で示した表で色分けされている事項と、それに該当する「公告例」の文言部分を同色で示してあります。
- 公告例の中で「貸借対照表事項」と「当事者事項」を省略した例文の当該部には、※貸借対照表事項、※当事者事項、と表示しました。

なお、掲載の公告例は色分けされていますが、実際の官報に掲載される公告はモノクロになります。

合併異議申述及び通知公告

①【吸収合併・連名標準型】

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

合併公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、両社の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙 官報 【※1】 掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 掲載頁 〇〇頁（号外第〇〇〇号） (乙) 掲載紙 〇〇〇〇新聞 【※2】 掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 掲載頁 〇〇頁	平成〇〇年〇〇月〇〇日 東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地 (甲) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇番地 (乙) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

②【吸収合併・連名通知併用型】 定 官

合併公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、両社の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
【注】 乙が甲株式を所有している場合は、「乙の権利義務全部（甲株式〇〇株を含む）」とする。 【関連条文】 七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項・七九七条四項・七九九条二項	債権者及び株主等関係者 各位 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※貸借対照表事項 ※当事者事項

③【吸収合併・みなし総会・連名標準型】

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

合併公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権行使することができる株主全員の同意）は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) http://www.....index.html 【※3】 (乙) http://www.....index.html 【※4】	平成〇〇年〇〇月〇〇日 東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地 (甲) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇番地 (乙) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

④【簡易吸収合併・連名通知併用型】 定 官

合併公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
【注】 呼びかけはなくても可。乙が甲株式を所有している場合は、②参照。 【関連条文】 七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項・七九七条四項・七九九条二項	債権者及び株主等関係者 各位 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

⑤【簡易&略式吸収合併・連名標準型】 官

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

合併公告	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ず、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 (乙) 確定した最終事業年度はありません。	平成〇〇年〇〇月〇〇日 東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地 (甲) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇番地 (乙) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

公告の方法が、官報と定められているものを**官**、定款所定の方法によるものを**定**と表示しました。

⑥【吸収合併・有限会社&清算会社・連名標準型】



合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

各社の株主総会の承認決議は、甲については平成〇〇年〇〇月〇〇日、乙及び丙については平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日

掲載頁 〇〇頁（号外第〇〇号）

(乙) 計算書類の公告義務はありません。【※6】

(丙) 清算株式会社です。【※8】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地

(甲) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地

(乙) 〇〇〇〇有限会社

代表取締役 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(丙) 〇〇〇〇株式会社

代表清算人 〇〇〇〇

【注】 特例有限会社・清算株式会社は、合併存続会社にはなれない。

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

⑦【吸収合併・同時公告・持分会社・連名標準型】



合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に、乙の社員総会決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号を〇〇〇株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。【※9】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地

(甲) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〇〇県〇〇都〇〇町〇〇番地

(乙) 〇〇〇〇合資会社

代表社員 〇〇〇〇

第〇期決算公告

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

貸借対照表の要旨（平成〇年〇月〇日現在）（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	696,398	流動負債	388,231
固定資産	97,642	固定負債	148,174
資産合計	795,416	負債合計	536,405
		株主資本	259,011
		資本剰余金	48,200
		利益剰余金	23,400
		利益準備金	23,400
		利益剰余金	187,411
		利益剰余金	12,050
		その他利益剰余金	175,361
		（うち当期純利益）	(22,830)
		純資産合計	259,011
		負債・純資産合計	795,416

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

⑧【吸収合併・連名簡略型】



合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【関連条文】 七八九条二項・七九九条二項

⑨【簡易吸収合併・存続会社単独標準型】



合併公告

当社（甲）は、合併により〇〇株式会社（乙、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、この合併は平成〇〇年〇〇月〇〇日に会社法第七九六条第二項に基づき株主総会決議を経ずに決定いたしました（又は決定する予定です）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日

掲載頁 〇〇頁（号外第〇〇号）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

【注】 相手方の貸借対照表の開示も必要。

【関連条文】 七九九条二項

10 【吸収合併・存続会社単独簡略型】官

合併公告
当社（甲）は、合併により〇〇株式会社（乙、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の権利義務全部を承継することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

【注】相手方の貸借対照表の開示も必要。
【関連条文】七九九条二項

11 【吸収合併・消滅会社単独簡略型】官

合併公告
当社（乙）は、合併により〇〇株式会社（甲、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇番地）に権利義務全部を承継させて解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

【関連条文】七八三条八項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項

会社分割異議申述及び通知公告

12 【吸収分割・連名標準型】官

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の〇〇事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました（ので公告します）。
効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

【注】承継財産に甲株式が含まれる場合は、②参照。
【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項・七九七条四項・七九七条四項・七九七条二項

13 【吸収分割・承継会社単独標準型】官

吸収分割公告
当社（甲）は、吸収分割により〇〇株式会社（乙、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の〇〇事業に関する権利義務を承継することになりました（ので公告します）。
効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、当社の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙 官報
掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日
掲載頁 〇〇頁（号外第〇〇号）
（乙）<http://www...../index.html>
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
代表取締役 〇〇〇株式会社

【注】相手方の貸借対照表の開示も必要。その他については、⑫参照。
【関連条文】七九七条四項・七九七条二項

14 【吸収分割・分割会社単独標準型】官

【注】 13 参照。 【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項	吸収分割公告 当社（乙）は、吸収分割により〇〇〇株式会社（甲、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇番地）に対して当社の〇〇〇事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（ので公告します）。 効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、当社の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--	---

15 【吸収分割・連名簡略型】官

【注】 13 参照。 【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項・七九七条四項・七九九条一項	吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は乙の〇〇〇事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました（ので公告します）。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--	--

16 【吸収分割・承継会社単独簡略型】官

【注】 13 参照。 【関連条文】七九七条四項・七九九条二項	吸収分割公告 当社（甲）は、吸収分割により〇〇〇株式会社（乙、住所東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号）の〇〇〇事業に関する権利義務を承継することになりました（ので公告します）。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--	---

17 【吸収分割・分割会社単独簡略型】官

【注】 13 参照。 【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項	吸収分割公告 当社（乙）は、吸収分割により〇〇〇株式会社（甲、住所東京都〇〇区〇〇町〇〇番地）に対して当社〇〇〇事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（ので公告します）。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--	---

18 【新設分割・標準型】官

【注】 18 参照。 【関連条文】八〇四条五項・八〇六条四項・八〇八条四項・八一〇条一項	新設分割公告 当社は、新設分割により新設する〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）に対して当社の〇〇〇事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（ので公告します）。 当社の株主総会の承認決議は平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--	---

19 【新設分割・簡略型】官

【注】 18 参照（関連条文を含む）。	新設分割公告 当社は、新設分割により新設する〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）に対して当社の〇〇〇事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（ので公告します）。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ※貸借対照表事項 ※当事者事項
--------------------------------	---

官

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号）に対して、甲はその〇〇〇事業に関する権利義務を、乙はその〇〇〇事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（ので公告します）。

両社の株主総会の承認決議は平成○○年○○月○○日に終了（又は予定）しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【関連条文】八〇四条五項・八〇六条四項・八〇八条四項・八一〇条二項

組織変更公告

②1【組織変更・持分会社簡略型】官

官

組織變更公告

当社は、株式会社組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇〇〇合名会社

代表社員 ○ ○ ○ ○

【関連条文】
七八一条二項

22 【組織変更・株式会社標準型】

組織變更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました(ので公告します)。

組織変更後の商号は〇〇〇〇合同会社とします。

効力発生日は平成○○年○○月○○日であり、
当社の総株主の同意の取得は平成○○年○○月○○
日に終了（又は予定）しております。

この組織變更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

揭載紙
官報

掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日

掲載頁 ○○頁(号外第○○号)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都○○区○○町○○番地

株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

【関連条文】 七七八条三項・七七七条四項・七七九条二項

効力発生日変更公告

23 【効力発生日変更公告】



効力発生日変更公告
当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日予定の吸収合併の効力発生日を平成〇〇年〇〇月〇〇日に変更いたしましたので公告します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
代表取締役 〇〇〇〇株式会社

【注】 必要により吸収合併を「組織変更」、「株式交換」、「吸収分割」に変更。公告の主体は、組織変更する会社や吸収合併消滅会社等の側である。
【関連条文】 七八〇条二項・七八一条二項・七九〇条二項・七九三条二項

解散公告

24 【解散公告】



解散公告
当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
代表清算人 〇〇〇〇株式会社

【注】 合同会社でも同様の公告となる。
【関連条文】 四九九条・六六〇条

資本金及び準備金減少公告

25 【資本金額減少・標準型】



資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を〇〇〇円減少し〇〇〇円とすることにいたしました。
効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、株主総会の決議は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に終了（又は予定）しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日
掲載頁 〇〇頁（号外第〇〇号）
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
代表取締役 〇〇〇〇株式会社

【注】 一部でも資本準備金とするときは、その旨及びその額を記載する必要がある。
【関連条文】 四四九条二項・六二七条二項

26 【資本金額減少・簡略型】



資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を〇〇〇円減少することにしたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項
【注】 参照。
【関連条文】 四四九条二項・六二七条二項

27 【資本金額減少・同時増資標準型】官

【注】25 参照。
【関連条文】四四九条二項

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を〇〇〇〇円減少すること
にいたしました。
ただし、同時に株式の発行により増額いたしま
すので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下
回ることはありません。
そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお
ります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

28 【準備金額減少・標準型】官

【注】25 参照。
【関連条文】四四九条二項

準備金の額の減少公告
当社は、★準備金の額を〇〇〇〇円減少するこ
とにいたしました。
株主総会の決議は、平成〇〇年〇〇月〇〇〇日
に終了（又は予定）しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

【注】★★には、「資本」又は「利益」が入る。ただし、
資本準備金と利益準備金をともに減少する場合には、
「資本準備金の額を〇〇〇円、利益準備金の額を△△円
減少」とする。
【注】一部を資本金とするときは、その旨及びその額を
記載する必要がある。

29 【準備金額減少・簡略型】官

【注】25 参照。
【関連条文】四四九条二項

準備金の額の減少公告
当社は、★準備金の額を〇〇〇〇円減少するこ
とにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

30 【資本金額&準備金額減少・標準型】官

【関連条文】四四九条二項

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を〇〇〇円、★準備金の
額を〇〇〇円減少し、それぞれ〇〇〇円、〇〇〇
円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、平成〇〇年〇〇月〇〇〇日
に終了（又は予定）しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

31 【準備金額減少・同時増資型】官

【注】25 参照。
【関連条文】四四九条二項

準備金の額の減少公告
当社は、★準備金の額を〇〇〇〇円減少するこ
とにいたしました。
ただし、同時に株式の発行により増額いたしま
すので、効力発生日後の★準備金の額は同日前
を下回ることはありません。
そのため、株主総会の決議を経ずに決定してお
ります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
※貸借対照表事項
※当事者事項

株主等通知公告

- 以下の公告は、いずれも、定款所定の公告方法によらなければなりませんので、当該公告方法が日刊新聞紙又は電子公告である場合には、官報で公告をしたとしても、有効な公告とはなりません。
- 種類株式を対象とした場合には、適宜、本文を修正したり、文末に「ただし、対象となる株式及び株主は☆☆株式及びそれを所有する株主に限り…」などと修正する必要があります。

(1) 基準日設定公告

32 【株主総会の議決権に関する事項】 (定)

【関連条文】 一二四条三項

基準日設定につき通知公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を基準日と定め、同日〇〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めさせていただきます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

33 【剰余金の中間配当に関する事項】 (定)

【関連条文】 一二四条三項

基準日設定につき通知公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を基準日と定め、同日〇〇時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めさせていただきます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

34 【株式等の有償割当てに関する事項】 (定)

【注】 募集新株予約権という場合もある。
【関連条文】 一二四条三項

基準日設定につき通知公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を基準日と定め、同日〇〇時現在の株主名簿上の株主をもって、平成〇〇年〇〇月〇〇日を引受けの申込期日とする募集株式（又は募集新株予約権）の割当てを受ける株主と定めさせていただきます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

35 【株式等の無償割当てに関する事項】 (定)

【関連条文】 一二四条三項

基準日設定につき通知公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を基準日と定め、同日〇〇時現在の株主名簿上の株主をもって、株式〇〇株に対し△△株（又は新株予約権△△個）を与える無償割当てを受ける株主と定めさせていただきます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

36 【株式分割に関する事項】 (定)

【関連条文】 一二四条三項

基準日設定につき通知公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日を基準日と定め、同日〇〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式〇〇株を△△株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めさせていただきます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(2) 定款変更等通知公告等

37 【株券廃止に関する事項】 定

定款変更につき通知公告
当社は、平成○○年○○月○○日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成○○年○○月○○日
東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○

注 株券を発行していない会社では、なお書を削除。
【関連条文】一一八条一項・四項

38 【単元株式数設定等に関する事項】 定

定款変更につき通知公告
当社は、定款を変更して単元株式数を○○株とすることいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成○○年○○月○○日です。
平成○○年○○月○○日
東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○

注 単元株式数の変更・廃止でも同様の公告となる。
効力発生日の記載は任意。
【関連条文】一一六条四項

39 【株式譲渡制限設定に関する事項】 定

定款変更につき通知公告
当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成○○年○○月○○日です。
平成○○年○○月○○日
東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○

注 効力発生日の記載は任意。
【関連条文】一一六条四項・一一八条四項

40 【全部取得条項設定に関する事項】 定

定款変更につき通知公告
当社は、定款を変更して☆☆☆☆株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成○○年○○月○○日です。
平成○○年○○月○○日
東京都○○区○○町○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○

注 効力発生日の記載は任意。
【関連条文】一一六条四項・一一八条四項

41 定

株式併合につき通知公告
当社は、株式○株を○株に併合することいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成○○年○○月○○日です。
※当事者事項

注 効力発生日の記載は任意。
【関連条文】一一六条四項・一一八条一項

42 定

株式分割につき通知公告
当社は、株式○株を○株に分割することいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成○○年○○月○○日です。
※当事者事項

注 効力発生日の記載は任意。
【関連条文】一一六条四項

定

株主割当ての株式等募集につき通知公告

当社は、株主に対して株式〇〇株に対し△△株（又は新株予約権△△個）を割り当てる株式（又は新株予約権）の募集を行うことにいたしましたので公告します。

※当事者事項

44

【関連条文】 一一六条四項

定

株式等無償割当てにつき通知公告

当社は、株主に対して株式〇〇株に対し△△株（又は新株予約権△△個）を無償割当てすることになりましたので公告します。
なお、効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

※当事者事項

43

【注】 効力発生日の記載は任意。
【関連条文】 一一六条四項

定

全部取得条項付種類株式の取得につき通知公告

当社は、全部取得条項付種類株式である☆☆株式の全部を取得することになりましたので公告します。

なお、取得日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

46

【注】 取得日の記載は任意。
【関連条文】 一七二条三項

定

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数 普通株式〇〇株
二、払込金額又はその算定方法 一株につき金〇〇円

三、現物出資に関する事項 該当なし

四、払込期日又は期間等 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

五、増加資本金及び資本準備金 出資された財産の額の二分の一（二円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以上

※当事者事項

47

【関連条文】 二〇一条四項

(3) 組織再編等通知公告

48

定

【注】効力発生日の記載は任意。
【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七九七条四項

株式交換につき通知公告
左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにしたので公告します。
なお、効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地
(甲) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
(乙) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

49

定

【注】効力発生日の記載は任意。
【関連条文】七九七条四項

株式交換につき通知公告
当社は、〇〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）を完全子会社とする株式交換を行うことにいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

50

定

【注】効力発生日の記載は任意。
【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項

株式交換につき通知公告
当社は、〇〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）を完全親会社とする株式交換を行うことにいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

51

定

【関連条文】八〇四条五項・八〇六条四項・八〇八条四項

株式移転につき通知公告
左記会社は、〇〇〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）を完全親会社とする株式移転を行うことにいたしましたので公告します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地
(甲) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
(乙) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

52

定

【注】他社と共同しない場合は、なお書以下削除。
【関連条文】八〇四条五項・八〇六条四項・八〇八条四項

株式移転につき通知公告
当社は、〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）を完全親会社とする株式移転を行うことにいたしましたので公告します。
なお、△△株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）と共同して行います。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

53

定

【注】全部譲受けの場合で譲受け資産に当社株式が含まれる際は、「〇〇〇〇事業（当社株式〇〇株を含む）」とする。効力発生日の記載は任意。
【関連条文】四六九条四項

事業譲受けにつき通知公告
当社は、〇〇株式会社（住所東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の〇〇〇〇事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。
なお、効力発生日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(4) 株券等提出公告

54

定

【関連条文】二一九条一項

株式併合につき株券提出公告
当社は、株式〇〇株を△△株に併合することにしたため、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

55

【関連条文】二一九条一項

株式譲渡制限設定につき株券提出公告
当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

定

56

定

【関連条文】二一九条一項

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告
当社は、全部取得条項付種類株式である☆☆株式の全部を取得することにしたため、当該株券を所有する方は、株券提出日である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

57

定

【関連条文】二一九条一項

取得条項付株式取得につき株券提出公告
当社は、取得条項付株式である☆☆株式を取得することにしたため、当該株券を所有する方は、株券提出日である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
なお、取得事由は、定款に定める〇〇〇事由の発生（又は〇〇〇〇の期限到来など）であり、当該株券は☆☆株式の株券全部となります。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

58

【注】カッコ内に該当がない場合は削除。
【関連条文】二一九条一項・二九三条一項

組織変更につき株券等提出公告
当社は、合同会社組織に変更することにしたため、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

定

59

定

【注】カッコ内に該当がない場合は削除。
【関連条文】二一九条一項・二九三条一項

合併につき株券等提出公告
当社は、〇〇株式会社と合併して解散することにしたため、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

60

定

【注】カッコ内に該当がない場合は削除。
【関連条文】二一九条一項・二九三条一項

株式交換につき株券等提出公告
当社は、〇〇株式会社を完全親会社とする株式交換することにしたため、当社の株券（提出対象となる新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

【注】カッコ内に該当がない場合は削除。
【関連条文】二一九条一項・二九三条一項

株式移転につき株券等提出公告
当社は、〇〇株式会社を完全親会社とする株式移転することにしたため、当社の株券（提出対象となる新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

定

62

定

【関連条文】二一九条一項・二九三条一項

株式等売渡請求につき株券等提出公告
当社の特別支配株主である〇〇株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日（新株予約権証券提出日）である平成〇〇年〇〇月〇〇日までに当社にご提出下さい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

16

決算公告の記載方法

決算公告は、会社法及び会社計算規則に基づいて、大会社以外の会社（非公開会社と公開会社）及び大会社（非公開会社と公開会社）のそれぞれの会社に応じた決算公告の記載方法が定められています。

※表示言語

日本語をもって表示するものとなっていますが、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りではありません。

※要旨の金額の表示の単位

百万円単位又は十億円単位をもって表示することができます（ただし、会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、適切な単位をもって表示しなければなりません）。

大会社以外の会社で非公開会社

●貸借対照表の公告を要します。損益計算書の公告は要しません。

貸借対照表の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

資産の部……	流動資産 固定資産 繰延資産
負債の部……	流動負債 引当金（設けたとき） 固定負債 引当金（設けたとき）
純資産の部…	株主資本＊１ 評価・換算差額等＊２ 新株予約権

＊１ 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

資本金
新株式申込証拠金
資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
自己株式
自己株式申込証拠金

＊２ 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金

（注）当期純損益金額を付記しなければなりません。

第○期決算公告

平成○年○月○日

東京都○○区○○○○丁目○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

貸借対照表の要旨

（平成○年○月○日現在）（単位：千円）

科	目	金 額
資 産 の 部	流 動 資 産	347,966
	固 定 資 産	1,103,853
	資 産 合 計	1,451,819
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	358,978
	固 定 負 債	665,601
	負 債 合 計	1,024,579
	株 主 資 本	427,463
	資 本 金	40,000
	資 本 剰 余 金	220,545
	資 本 準 備 金	12,000
	そ の 他 資 本 剰 余 金	208,545
	利 益 剰 余 金	166,918
	利 益 準 備 金	1,451
	そ の 他 利 益 剰 余 金	165,467
（うち当期純利益）	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 223
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 223
	純 資 産 合 計	427,240
負債・純資産合計		1,451,819

大会社以外の会社で公開会社

●貸借対照表の公告を要します。損益計算書の公告は要しません。

貸借対照表の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

資産の部 ……	流動資産
	固定資産
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	繰延資産
負債の部 ……	流動負債
	引当金（設けたとき）
	固定負債
	引当金（設けたとき）
純資産の部 …	株主資本＊ 1
	評価・換算差額等＊ 2
	新株予約権

＊ 1 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

資本金
新株式申込証拠金
資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
自己株式
自己株式申込証拠金

＊ 2 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金

※ 上記以外にも、資産の部及び負債の部について、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の科目に細分しなければなりません。

（注）当期純損益金額を付記しなければなりません。

大会社で非公開会社

●貸借対照表及び損益計算書の公告を要します。

貸借対照表及び損益計算書（大会社のみ）の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

貸借対照表	損益計算書
資産の部 …… 流動資産 固定資産 繰延資産 負債の部 …… 流動負債 引当金（設けたとき） 固定負債 引当金（設けたとき） 純資産の部 … 株主資本＊ 1 評価・換算差額等＊ 2 新株予約権	売上高 売上原価 売上総利益又は売上総損失 販売費及び一般管理費 営業利益又は営業損失 営業外収益 営業外費用 経常利益又は経常損失 特別利益又は特別損失 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益又は当期純損失

＊ 1 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

資本金
 新株式申込証拠金
 資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
 利益剰余金
 利益準備金
 その他利益剰余金
 自己株式
 自己株式申込証拠金

＊ 2 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

その他有価証券評価差額金
 繰延ヘッジ損益
 土地再評価差額金

※ その他、各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにする必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければなりません。また、当該項目にかかわる利益又は損失を示す適当な名称を付さなければなりません。

大会社で公開会社

●貸借対照表及び損益計算書の公告を要します。

貸借対照表及び損益計算書の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

貸借対照表

資産の部……	流動資産
	固定資産
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	繰延資産
負債の部……	流動負債
	引当金（設けたとき）
	固定負債
	引当金（設けたとき）
純資産の部…	株主資本＊１
	評価・換算差額等＊２
	新株予約権

損益計算書

売上高
売上原価
売上総利益又は売上総損失
販売費及び一般管理費
営業利益又は営業損失
営業外収益
営業外費用
経常利益又は経常損失
特別利益又は特別損失
税引前当期純利益又は税引前当期純損失
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
当期純利益又は当期純損失

＊１ 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

資本金
新株式申込証拠金
資本剰余金
資本準備金
その他資本剰余金
利益剰余金
利益準備金
その他利益剰余金
自己株式
自己株式申込証拠金

＊２ 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金

※ その他、各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにする必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければなりません。また、当該項目にかかわる利益又は損失を示す適当な名称を付さなければなりません。

第○期決算公告

平成○年○月○日 東京都○○区○○○丁目○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

貸借対照表の要旨

(平成○年○月○日現在) (単位：千円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,934,955	流 動 負 債	6,926,965
現金及び預金	3,458,690	賞与引当金	413,000
受取手形	34,982	そ の 他	6,513,965
売掛金	3,408,030	固 定 負 債	2,843,835
そ の 他	33,253	退職給付引当金	547,300
固 定 資 産	11,894,371	そ の 他	2,296,535
有形固定資産	8,270,118	負 債 合 計	9,770,800
無形固定資産	31,980	株 主 資 本	8,938,303
投資その他の資産	3,592,273	資 本 金	1,260,000
		資 本 剰 余 金	1,255,300
		資 本 準 備 金	314,000
		その他資本剰余金	941,300
		利 益 剰 余 金	9,615,521
		その他利益剰余金	9,615,521
		自 己 株 式	△ 3,192,518
		評価・換算差額等	120,223
		その他有価証券評価差額金	120,223
		純 資 産 合 計	9,058,526
資 産 合 計	18,829,326	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,829,326

損益計算書の要旨

(自 平成○年○月○日)
(至 平成○年○月○日) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売 上 高	13,417,451	経 常 利 益	1,342,893
売 上 原 価	10,263,694	特 別 利 益	1,104
売上総利益	3,153,757	特 別 損 失	396,733
販売費及び一般管理費	2,469,138	税引前当期純利益	947,264
営業利益	684,619	法人税、住民税及び事業税	606,950
営業外収益	670,983	法人税等調整額	△ 90,968
営業外費用	12,709	当 期 純 利 益	431,282

決算公告の官報掲載例

※掲載料金は、平成二十八年四月一日現在のものです。
※大きさは原寸大で表示してあります。

決算公告に関する会社法等の規定

一、公告の義務、時期及び方法

株式会社は、「定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）又はその要旨を定款所定の方法に従つて公告しなければならない」と会社法に定められています。

その他の方法としてホームページで開示するという方法もあります。ただし、この場合には貸借対照表の全文を五年間開示しなければなりません（会社法第四〇条第一項・第二項・第三項）。

なお、有価証券報告書提出会社にあつては、右記の適用はありません（以上、会社法第四〇条第四項）。

二、罰則規定

公告を怠り又は不正の公告をした場合には、行政罰として「一〇〇万円以下の過料に処する」と定められています（会社法第九七六条第二号）。
不正な公告により第三者に損害を与えた場合には、会社や役員等が損害賠償責任を負う場合があります（民法第七〇九条、会社法第三五〇条、第四二九条第二項第一号二）。

大会社以外の会社

①この公告は、2 枠で 72,978 円(税込)です。

第〇期決算公告			
平成〇年〇月〇日 東京都〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号			
〇〇〇〇株式会社			
代表取締役 〇〇 〇〇			
貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在)			
科	目	金 額(千円)	
資の 産部	流 動 資 産	445,113	
	固 定 資 産	17,240	
	合 計	462,354	
負純 債資 産及 の び部	流 動 負 債	92,325	
	固 定 負 債	6,275	
	株 主 資 本	363,754	
	資 本 剰 余 金	15,000	
	(資本準備金)	140,368	
	利 益 剰 余 金	(140,368)	
	(利益準備金)	208,386	
	(利益準備金)	(3,750)	
	(その他利益剰余金)	(204,636)	
	(うち当期純利益)	(62,173)	
	合 計	462,354	

②この公告は、3 枠で 109,467 円(税込)です。

第
〇
期
決
算
公
告

平成〇年〇月〇日
東京都〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役
〇〇
〇〇

貸借対照表の要旨
(平成〇年〇月〇日現在)
(単位：千円)

科	目	金 額	科	目	金 額
流 動 資 産	696,398		流 動 負 債	388,231	
固 定 資 産	97,642		固 定 負 債	148,174	
繰 延 資 産	1,376		負 債 合 計	536,405	
			株 主 資 本	259,011	
			資 本 剰 余 金	48,200	
			資 本 剰 余 金	23,400	
			資 本 準 備 金	23,400	
			利 益 剰 余 金	187,411	
			利 益 準 備 金	12,050	
			そ の 他 利 益 剰 余 金	175,361	
			(うち当期純利益)	(22,830)	
			純 資 産 合 計	259,011	
資 産 合 計	795,416		負 債 ・ 純 資 産 合 計	795,416	

大会社以外の会社（公開会社）

③この公告は、3 枠で 109,467 円(税込)です。

第〇期決算公告			
平成〇年〇月〇日 東京都〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号			
〇〇〇〇株式会社			
代表取締役 〇〇 〇〇			
貸借対照表の要旨 (平成〇年〇月〇日現在) (単位：百万円)			
資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流 動 資 産	1,642	流 動 負 債	881
固 定 資 産	1,088	固 定 負 債	688
有 形 固 定 資 産	81	負 債 合 計	1,569
無 形 固 定 資 産	2	株 主 資 本	1,161
投 資 其 他 の 資 産	1,005	資 本 剰 余 金	445
		資 本 剰 余 金	552
		(資本準備金)	(552)
		利 益 剰 余 金	164
		(利益準備金)	(12)
		(その他利益剰余金)	(152)
		(うち当期純利益)	(32)
		純 資 産 合 計	1,161
合 計	2,731	合 計	2,731

枠組公告料金

枠組公告は、1 ページ（A4 判）を 24 枠（4 段× 6 枠）としております。
 1 枠の大きさは、横 2.9cm ×縦 6.1cm です。
 料金は 1 枠につき 36,489 円（税込）
 ページの指定もできます。1 枠につき 49,071 円（税込）。

大会社（公開会社）

④この公告は、8 枠で 291,912 円(税込)です。

第 ○ 期 決 算 公 告					
平成○年○月○日			○○県○○○郡○○町○○○番地		
			○○○○○株式会社		
			代表取締役社長 ○○○○○		
貸 借 対 照 表 の 要 旨			損益計算書の要旨		
(平成○年○月○日現在)			(自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日)		
(単位：百万円)			(単位：百万円)		
資 産 の 部		負 債 の 部		科 目	金 額
流 動 資 産	5,220	流 動 負 債	5,981	売 上 高	12,630
固 定 資 産	4,650	固 定 負 債	1,768	売 上 原 価	4,510
有 形 固 定 資 産	4,159	退職給付引当金	361	売 上 総 利 益	8,120
無 形 固 定 資 産	103	賞 与 引 当 金	89	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,856
投 資 そ の 他 の 資 産	387	そ の 他	1,318	営 業 利 益	264
		負 債 合 計	7,749	営 業 外 収 益	20
		純 資 産 の 部		営 業 外 費 用	85
		株 主 資 本	2,068	経 常 利 益	199
		資 本 金	1,000	特 別 損 失	30
		利 益 準 備 金	100	税 引 前 当 期 純 利 益	169
		そ の 他 利 益 剰 余 金	968	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80
		評 価・換 算 差 額 等	53	法 人 税 等 調 整 額	3
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5	当 期 純 利 益	86
		土 地 再 評 価 差 額 金	48		
		純 資 産 合 計	2,121		
資 産 合 計	9,870	負 債・純 資 産 合 計	9,870		

⑤この公告は、4 枠で 145,956 円(税込)です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 ○○県○○○郡○○町○○○番地				(自 平成○年○月○日)	
○○○○○株式会社				(至 平成○年○月○日)	
代表取締役○○ ○○○○				(単位：百万円)	
貸借対照表の要旨(平成○年○月○日現在)(単位：百万円)				科 目	
資 産 の 部		負 債 の 部		金 額	
流動資産	3,320	流動負債	4,598	売上高	21,100
固定資産	3,710	固定負債	1,409	売上原価	14,080
有形固定資産	3,505	負債合計	6,007	売上総利益	7,020
投資その他の資産	203	純資産の部		販売費及び一般管理費	6,777
		株主資本	974	営業利益	243
		資本金	1,000	営業外収益	26
		その他利益剰余金	△ 26	営業外費用	104
		評価・換算差額等	50	経常利益	165
		その他有価証券評価差額金	△ 3	特別損失	56
		土地再評価差額金	53	税引前当期純利益	109
		純資産合計	1,023	法人税、住民税及び事業税	1
資産合計	7,031	負債・純資産合計	7,031	法人税等調整額	△ 41
				当期純利益	149

⑥この公告は、4 枠で 145,956 円(税込)です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 東京都○○区○○○丁目○番○号				(自 平成○年○月○日)	
株式会社○○○○○○				(至 平成○年○月○日)	
代表取締役 ○○ ○○				(単位：百万円)	
貸借対照表の要旨(平成○年○月○日現在)(単位：百万円)				科 目	
科 目		科 目		金 額	
流動資産	184	流動負債	283	売上高	1,600
固定資産	1,799	固定負債	605	売上原価	802
有形固定資産	1,799	(うち退職給付引当金)	(388)	売上総利益	798
無形固定資産	0	株主資本	1,095	販売費及び一般管理費	770
		資本金	719	営業利益	28
		資本剰余金	152	営業外収益	4
		(資本準備金)	(152)	営業外費用	4
		利益剰余金	224	経常利益	28
		(利益準備金)	(28)	税引前当期純利益	28
		(その他利益剰余金)	(196)	法人税、住民税及び事業税	10
資産合計	1,984	負債・純資産合計	1,984	法人税等調整額	1
				当期純利益	17

⑦この公告は、4 枠で 145,956 円(税込)です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 東京都○○区○○○丁目○番○号				(自 平成○年○月○日)	
株式会社○○○○○				(至 平成○年○月○日)	
代表取締役会長 ○○ ○○				(単位：百万円)	
貸借対照表の要旨(平成○年○月○日現在)(単位：百万円)				科 目	
資 産 の 部		負債・純資産の部		金 額	
流動資産	8,976	流動負債	8,141	売上高	62,120
固定資産	1,402	固定負債	206	売上原価	39,019
有形固定資産	352	(うち退職給付引当金)	(95)	売上総利益	23,101
無形固定資産	205	負債合計	8,347	販売費及び一般管理費	21,727
投資その他の資産	845	株主資本	2,031	営業利益	1,373
繰延資産	0	資本金	14,097	営業外収益	37
		資本剰余金	0	営業外費用	103
		(資本準備金)	(0)	経常利益	1,307
		利益剰余金	△ 12,066	特別損失	190
		(その他利益剰余金)	(△ 12,066)	特別損失	8
		純資産合計	2,031	税引前当期純利益	1,490
資産合計	10,379	負債・純資産合計	10,379	法人税、住民税及び事業税	196
				法人税等調整額	△ 294
				当期純利益	1,294

公告のお申込みから掲載までの流れ

1. お申込み・入稿 [お客様]

官報公・広告のお申込み、お問合せは、最寄りの取次所へ。
インターネット、FAX、郵送、来店などで、原稿・申込書をお送り下さい。

2. ご連絡・原稿作成 [取次所]

掲載日や原稿の内容について取次所よりご連絡を差し上げます。それに基づき取次所はゲラを作成します。

3. ゲラ拝（校正） [お客様]

作成したゲラをお客様にお渡しし、誤字脱字などがないかチェックしていただきます。

※掲載までの日数が少ない場合、ゲラ拝のお時間をとれない場合がございます。

4. 校了 [お客様]

ゲラ拝（校正）の結果、修正があればその指示をしていただきます。修正がなければ校了のご連絡をいただきます。
※校了のご連絡をいただいた後は、原則として、修正・取消しができなくなりますのでご注意ください。

5. 印刷→掲載

校了後、国立印刷局に入稿され、印刷・掲載となります。

官報

政府情報の公的な伝達手段、国民と政府をつなぐ官報

法令など政府情報の公的な伝達手段である官報は、明治 16 年（1883 年）に太政官文書局から創刊されました。現在では、内閣府が行政機関の休日を除き毎日発行しています。国立印刷局では、官報の編集、印刷及びインターネット配信を行うとともにその普及に努め、国政上の重要事項を正確かつ確実に伝達・提供しています。



- ◆官報には、本紙・号外・政府調達公告版・目録があります。
- ◆法定公告や決算公告は、本紙又は号外に掲載されることとなります。
- ◆政府調達公告版は、政府機関等が調達する一定金額以上の物品または役務の入札公告等が掲載されておりますので、新たなビジネスチャンスにお役立ていただけます（随時発行）。

●**官報** 定期購読（1 か月）……………1,641 円（本体 1,520 円）
部売り（1 部 32 頁まで）……140 円（本体 130 円）
配送料別

●**国会本会議録**（衆議院・参議院）
部売り（1 部 32 頁まで）……108 円（本体 100 円）
配送料別

●**法令全書**
B5 判：平均約 800 頁
定価：7,560 円（本体 7,000 円）

◆ 官報を構成する記事

官報には、政府や各府省が国民に広く知らせるために発表する公文や公告、会社法による法定公告等の記事が掲載されています。

掲載量は日々変動し、本紙だけでなく号外を発行する場合があります。

公文

政府や各府省などが公布する文書

- 法律・政令・条約
国家の決定事項や外国との間の決定事項
- 内閣官房令／府令・省令／規則／告示
各府省の決定事項
- 国会事項
国会に関する事項
- 人事異動
大臣や各省庁などの人事異動
- 叙位・叙勲・褒章
国に貢献した人物等に授与、位などの公表
- 官庁報告
最低賃金や国家試験に関する事項
- 資料

公告

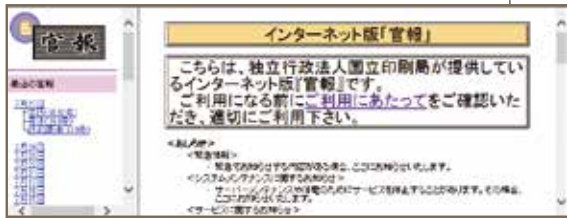
国や各府省、特殊法人、
地方公共団体などからの告知

- 入札告示・落札告示／官庁告示
検察庁や法務局等からの告知
- 裁判所告示／特殊法人等
法律で公告が義務付けられている内容（高速道路の料金の額の変更や、国家資格の登録者など）
- 地方公共団体
教育職員の免許の失効や墓地の改葬、行旅死亡人の告知など
- 会社その他
合併や資本金の減額や決算に関する事項

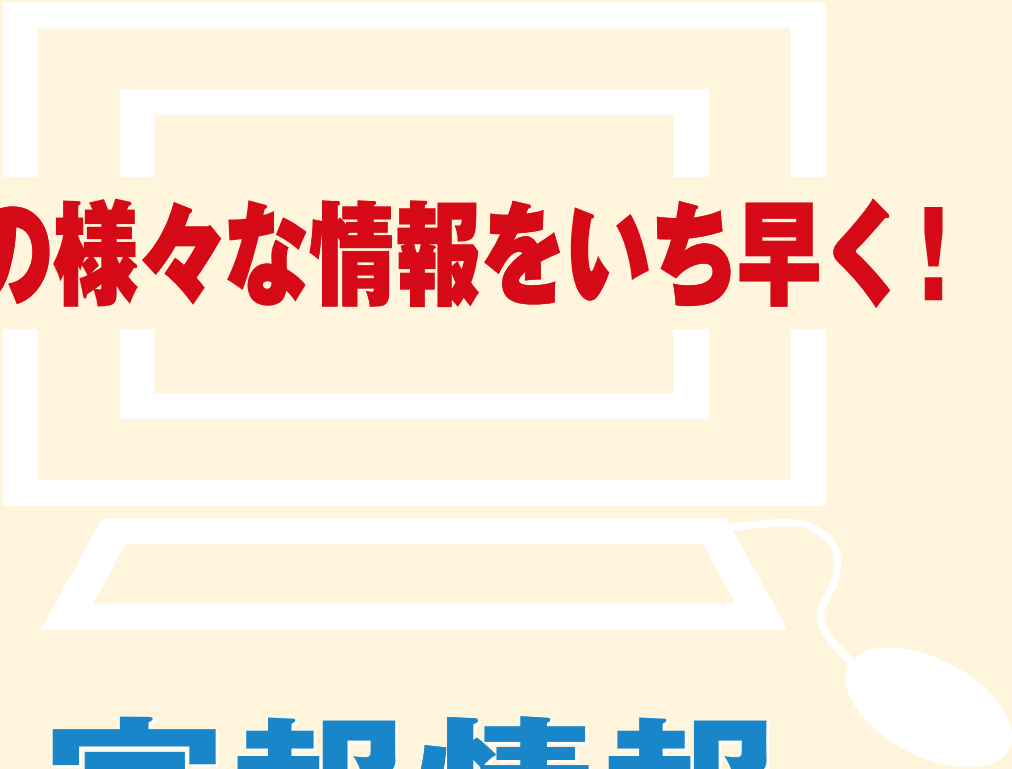
インターネットで官報閲覧

官報情報は、以下の方法によりインターネット上でも閲覧が可能です。



	官報情報検索サービス	インターネット版「官報」
利用対象	契約会員 (有料)	インターネット利用可能な方 (無料)
収録期間	昭和 22 年 5 月 3 日 ～当日発行分	平成 15 年 7 月 15 日以降の法律、 政令等及び平成28年 4 月 1 日以降 の政府調達の官報情報 ※直近 30 日分の官報は全て閲覧できます
閲覧方法	日付、記事種別、キーワード 等で検索する 	日付を選択し、目次から目的の 記事を探す (キーワード検索機能なし) 
		※ 当日の官報だけを見たい方は、 「 <u>本日の官報</u> 」をご利用ください。

官報または官報情報検索サービスは、主な公共図書館で閲覧可能です。
詳しくは、各図書館にお問い合わせください。



国の様々な情報をいち早く！

官報情報 検索サービス

<https://search.npb.go.jp/>

- 必要なデータを瞬時に検索！
- 昭和22年5月3日から当日発行分まで検索可能！
- 利用料金は月額制（定額）で何度でもアクセス可能！

■ 利用料金（税込）

（月額）

	官報定期購読者割引料金	官報定期購読者以外の料金
日付検索のみ	無 料（A）	1,641円（C）
日付検索＋記事検索	518円（B）	2,160円（D）

国立印刷局

☎ (03) 3587-4321

<http://www.npb.go.jp>

官報公・広告のお申込み、お問合せは、下記の最寄りの取次所へ

官報公・広告取次所(商号等)	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号
北海道官報販売所(北海道官書普及(株))	060-0042	札幌市中央区大通西 11-4-23	011-231-0975	011-271-0904
青森県官報販売所((株)成田本店)	030-8588	青森市新町 1-13-4	017-723-2431	017-723-2438
岩手県官報販売所((有)岩手県官報販売所)	020-0874	盛岡市南大通 1-16-2	019-622-2984	019-622-2990
宮城県官報販売所((株)宮城県官報販売所)	980-0811	仙台市青葉区一番町 1-17-20-101 号	022-222-6486	022-225-2345
秋田県官報販売所((有)石川書店)	010-0921	秋田市大町 2-2-2	018-862-2129	018-862-2178
山形県官報販売所((株)八文字屋)	990-0043	山形市本町 2-4-11	023-642-8887	023-624-2719
福島県官報販売所((株)西沢書店)	960-8041	福島市大町 7-20	024-522-0161	024-522-4139
茨城県官報販売所((有)茨城県官報販売所)	310-0021	水戸市南町 2-6-37	029-291-5676	029-302-3885
栃木県官報販売所((株)亀田書店)	320-0801	宇都宮市池上町 2-1	028-651-0050	028-651-0051
群馬県官報販売所((株)煥乎堂)	371-0023	前橋市本町 1-2-13	027-235-8111	027-235-9119
埼玉県官報販売所((株)須原屋)	330-0062	さいたま市浦和区仲町 1-5-12	048-822-5322	048-822-5323
千葉県官報販売所((有)千葉県官報販売所)	260-0013	千葉市中央区中央 4-9-8	043-222-7635	043-222-6045
神奈川県官報販売所((株)横浜日経社)	231-0012	横浜市中区相生町 4-74	045-681-2661	045-664-6736
東京都官報販売所(東京官書普及(株))	101-0054	千代田区神田錦町 1-2	03-3292-1605	03-3294-4673
新潟県官報販売所((株)北越書館)	950-8692	新潟市東区卸新町 1-2059-8	025-271-2188	025-271-1990
富山県官報販売所(中田図書販売(株))	939-8642	富山市大泉東町 1-3-7	076-421-1340	076-491-4041
石川県官報販売所((株)うつのみや)	920-0981	金沢市片町 2-7-6 クアールビル 2 階	076-232-7100	076-232-7101
福井県官報販売所((株)勝木書店)	910-0006	福井市中央 1-4-18	0776-24-0428	0776-24-0575
山梨県官報販売所((株)柳正堂書店)	400-0074	甲府市千塚 1-9-14 オギノ湯村 SC4 階	055-268-2258	055-268-2273
長野県官報販売所((株)長野西沢書店)	380-0841	長野市大門町 66-1	026-233-3187	026-233-3186
岐阜県官報販売所((有)郁文堂書店)	500-8073	岐阜市泉町 5	058-262-9897	058-262-9895
静岡県官報販売所((株)静岡県官報販売所)	420-8691	静岡市葵区追手町 10-121	054-253-2661	054-255-6311
愛知県第一官報販売所((有)愛知県第一官報販売所)	460-0002	名古屋市中区丸の内 3-22-7	052-961-9011	052-961-9022
愛知県第二官報販売所(共同新聞販売(株))	450-0002	名古屋市中村区名駅 3-25-5	052-561-3578	052-571-7450
三重県官報販売所((有)三重県官報販売所)	514-0032	津市中央 12-12	059-228-4812	059-228-4812
滋賀県官報販売所((有)澤五車堂)	520-0043	大津市中央 1-5-2	077-524-2683	077-525-3789
京都府官報販売所((有)京都官書普及会)	604-8032	京都市中京区河原町通六角下ル山崎町 245	075-221-4444	075-255-2913
大阪府官報販売所((株)かんぼう)	550-0002	大阪市西区江戸堀 1-2-14	06-6443-2174	06-6443-2175
兵庫県官報販売所((株)兵庫県官報販売所)	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-4-3	078-341-0637	078-382-1275
奈良県官報販売所((株)啓林堂書店)	630-8115	奈良市大宮町 6-1-1	0742-33-8001	0742-33-8220
和歌山県官報販売所((株)宮井新聞舗)	640-8043	和歌山市福町 19	073-422-7131	073-422-8250
鳥取県官報販売所((株)鳥取今井書店)	680-0874	鳥取市叶 313-6	0857-23-1213	0857-53-4395
島根県官報販売所((株)今井書店)	690-0887	松江市殿町 63	0852-24-2233	0852-27-8191
岡山県官報販売所((有)有文堂)	700-0903	岡山市北区幸町 3-22	086-222-2646	086-225-7704
広島県官報販売所((株)広島県官報販売所)	730-0012	広島市中区上八丁堀 7-27	082-962-3590	082-511-1590
山口県官報販売所((株)文榮堂)	753-0047	山口市道場門前 1-3-11	083-925-0116	083-920-0970
徳島県官報販売所((株)小山助学館)	770-0941	徳島市万代町 6-41-4	088-654-2135	088-623-3744
香川県官報販売所((有)香川県官報販売所)	760-0017	高松市番町 1-9-16	087-851-6055	087-851-6059
愛媛県官報販売所((有)愛媛県官報販売所)	790-0003	松山市三番町 4-6-13	089-941-7879	089-941-3969
高知県官報販売所((有)高知県官報販売所)	780-0870	高知市本町 5-2-21	088-872-5866	088-872-6813
福岡県官報販売所(政府刊行物普及(株))	810-0001	福岡市中央区天神 4-5-17	092-761-1151	092-751-0385
佐賀県官報販売所((有)佐賀県官報販売所)	840-0826	佐賀市白山 1-2-18	0952-23-3722	0952-23-3733
長崎県官報販売所((有)長崎県官報販売所)	850-0862	長崎市出島町 5-15	095-822-1413	095-822-1749
熊本県官報販売所((株)熊文社)	860-0083	熊本市北区大窪 1-7-47	096-277-9600	096-344-5420
大分県官報販売所((有)大分県官報販売所)	870-0039	大分市春日町 5-22	097-532-4308	097-536-3416
宮崎県官報販売所((株)田中書店)	880-0841	宮崎市吉村町長田甲 2375-1	0985-24-0386	0985-22-9056
鹿児島県官報販売所((有)鹿児島県官報販売所)	890-0052	鹿児島市上之園町 33-14	099-285-0015	099-285-0017
沖縄県官報販売所((株)リウボウ)	900-8503	那覇市久茂地 1-1-1	098-867-1726	098-869-4831
全国官報販売協同組合	114-0012	北区田端新町 1-1-14	03-6737-1507	03-6737-1512
株式会社朝陽会 官報公告営業所	114-0024	北区西ヶ原 2-44-10 アクト西ヶ原 504	03-5980-7374	03-5961-3411
廣告社株式会社	104-8111	中央区銀座 6-8-7 交詢ビル	03-3575-0077	03-3575-0097
株式会社電通	105-7001	港区東新橋 1-8-1	03-6216-8546	
株式会社日本廣告社	162-0833	新宿区筆筈町 22	03-5227-6018	03-3235-5812
株式会社共同広告社	103-0024	中央区日本橋小舟町 15-10 小舟町ビル 3 階	03-6206-2781	03-5614-9370
大東廣告株式会社	101-0062	千代田区神田駿河台 2-1-20 お茶の水ユニオンビル 3 階	03-5280-5271	03-5280-5275
株式会社共栄広告社	101-0054	千代田区神田錦町 3-8-705	03-3291-5513	03-3291-5514
株式会社三和広告社	104-0045	中央区築地 5-3-3 築地浜離宮ビル 2 階	03-3543-6411	03-3545-4697
株式会社国連社	160-0022	新宿区新宿 1-34-5 直田ビル 2F	03-6731-5067	03-3225-6700
株式会社東急エージェンシー	107-8417	港区赤坂 4-8-18	03-3475-3622	03-3404-1794
日本電算企画株式会社	105-0001	港区虎ノ門 3-8-21	03-6403-0623	03-6403-0648

独立行政法人
国立印刷局

ホームページ <http://www.npb.go.jp/>

官報部 ☎03(3587)4321

制作協力者：金子登志雄(司法書士)／岸川
(50音順) 鈴木 龍介(司法書士)／弥永

勇生(公認会計士)／神崎満治郎(桐蔭横浜大学客員教授)／
真生(筑波大学教授)／山本 憲光(弁護士)